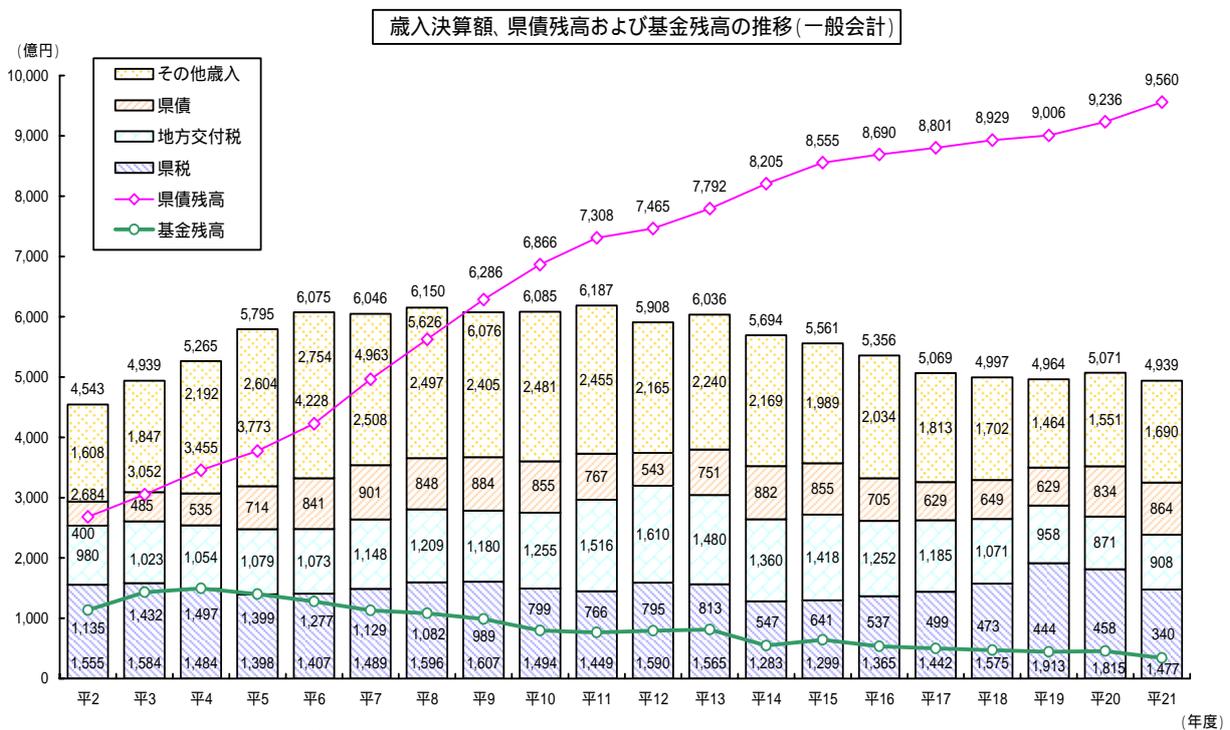


滋賀県財政の動向

1 経年変化で見る滋賀県財政の状況

下のグラフは、一般会計の歳入決算額、県債残高および基金残高を平成2年度からの推移で示したものです。歳入の規模は、平成6年度までは右肩上がり増加し、その後はほぼ横ばいに推移し、平成14年度から減少に転じています。その内訳を見ますと、県税は1,500億円前後で推移していましたが、平成14年度に前年度比282億円減と急激に落ち込んだ後は、緩やかに回復していました。しかし、経済情勢の急激な悪化により、平成21年度予算では再び減少に転じ、前年度比338億円の大減となつています。一方、地方交付税は平成12年度をピークに、平成13年度からの地方債（臨時財政対策債）への振替や三位一体の改革の影響により年々減少傾向にあります。また、県債は国の経済対策に呼応するかたちで公共投資を行ってきたことからその発行額が増加してきましたが、財政構造改革の取り組みにより、投資的経費を抑制した結果、いったん減少しました。ところが、平成13年度からの臨時財政対策債の発行等により増加に転じ、平成16年度以降はほぼ横ばいで推移していましたが、平成20年度に県税の減収を県債（減収補てん債）の発行により対応したことなどから、再び増加に転じています。

こうした中で、県債残高は発行の抑制に努めているにもかかわらず年々増加しており、平成21年度末には9,560億円となる見込みです。一方、県の貯金である基金残高は平成4年度の1,497億円をピークに年々減少を続け、平成21年度末には340億円となる見込みです。



(注) 1 県債については、借換債を除いています。

2 平成19年度までは決算額、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額です。

3 基金残高は各年度末現在高であり、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。

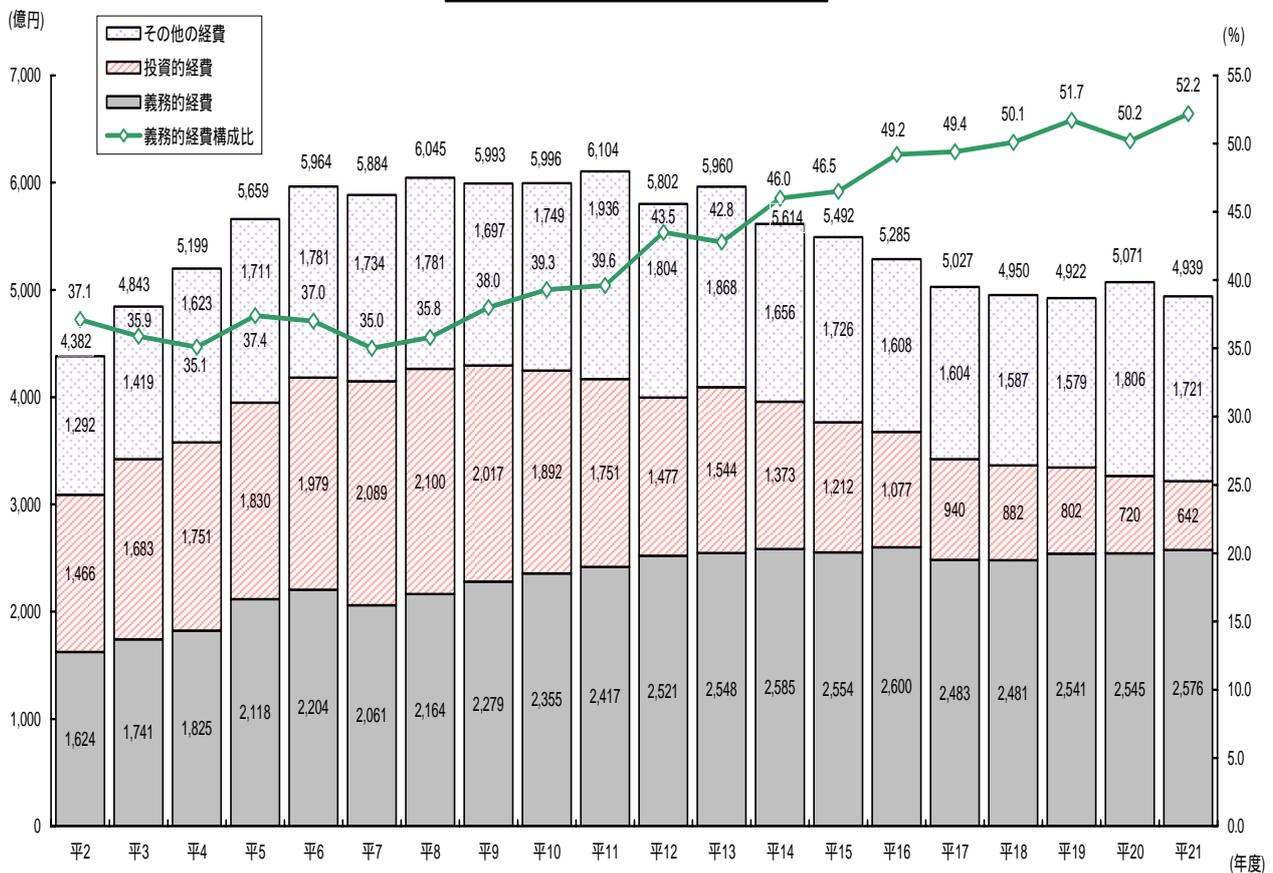
4 県債残高は各年度末現在高であり、平成20年度および平成21年度は見込額です。

次に、一般会計歳出決算額とその主な内訳の推移を見てみますと、その規模は平成6年度までは拡大をしていましたが、その後しばらくの間は、ほぼ横ばいに推移し、平成11年度をピークに減少傾向となっています。その主な内訳を見ますと、職員給与費などの人件費、生活保護や児童扶養手当などの扶助費、そして借入金（県債）の返済である公債費をあわせた、いわゆる義務的経費は、平成16年度までは増加しており、その後は横ばいとなっています。決算全体に占める義務的経費の割合は、平成7年度は35.0%でしたが、最近では決算全体の規模が小さくなっていることもあり、ほぼ半分を占めるなど高くなっています。

一方、投資的経費は、平成8年度までは増加していましたが、その後、財政構造改革の取り組みにより、会館等公共施設整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進度調整や規模の見直しなどを行ってきたことから、大きく減少してきています。

また、その他の経費はほぼ横ばいで推移していますが、このうち大きなウエイトを占めるのが市町や団体への負担金や補助金などです。事業の見直しや重点化に取り組んでいるところですが、介護保険や後期高齢者医療などの市町への負担金が年々増加していることなどから、法令等に基づく裁量の余地の少ない社会保障関係経費が大幅に増加しています。

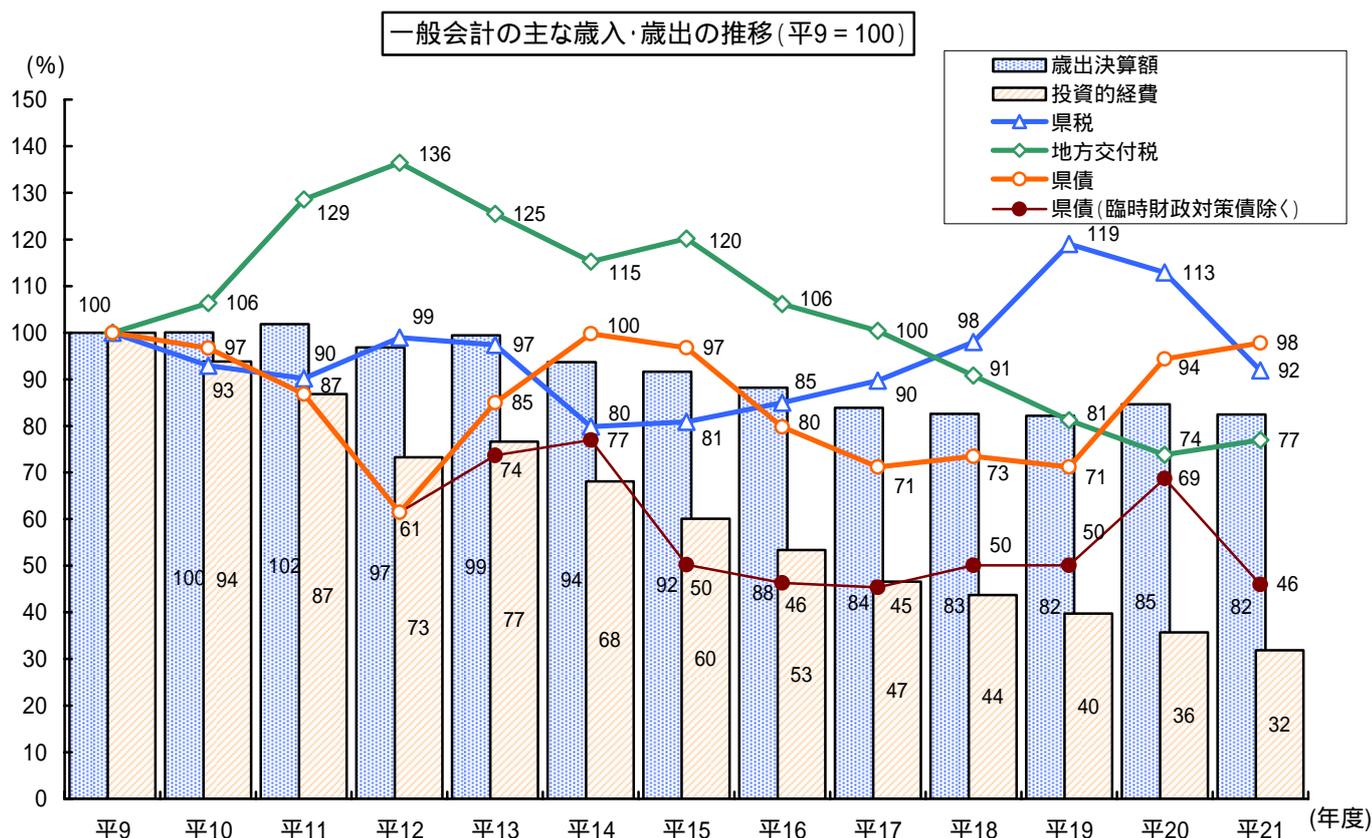
歳出決算額と義務的経費、投資的経費の状況(一般会計)



(注) 1 義務的経費のうち扶助費については市町に対するものを除き、公債費については借換債を除いています。
 2 平成19年度までは決算額、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額です。

最近の一般会計の主な歳入歳出の状況を示したのが、下のグラフです。

財政構造改革の取り組み前の平成9年度を100として、平成21年度予算と比較してみますと、歳出決算額は82ですが、投資的経費が大幅に減少しており32となっています。また歳入は、県税が平成14年度に80と落ち込んでいますが、その後順調に回復し、税源移譲の影響もあり、平成19年度には119まで上昇しました。しかし、昨今の景気低迷により平成20年度から再び減少に転じ、平成21年度は92となっています。一方、地方交付税は平成12年度がピークとなり、その後減少傾向にあります。県債は、平成13年度から臨時財政対策債を発行することとなったことから増加していますが、それを除いた発行額は、46と半分以下にまで抑制しています。



(注) 1 平成19年度までは決算額、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額をもとに作成しています。

2 県債および歳出決算額については、借換債に係るものを除いています。

解説

臨時財政対策債(地方交付税から振り替えられた地方債)とは

地方交付税は、所得税や法人税など法定5税に一定の率(法定率)を乗じた分を原資として、各地方自治体に配分・交付されますが、交付税総額が不足する場合は、これまで交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額を確保して交付されてきました。しかし、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足する分を国と地方が折半し、地方分については、各団体に地方債を発行して補てんすることとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法5条の特例となる地方債(一般的に赤字地方債と言われている。)です。

この臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入され、地方の財政運営に支障のないよう措置されることとなっています。

ただし、地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法は前述の法定率を変更して対応することも想定しており、地方は、赤字地方債の発行ではなく法定率の引き上げを要請しています。



私たち個人や地域の企業が払っている税金（県税）の状況はどうか？

景気の影響を受けやすい県税収入

本県の県税収入の大きな特徴は、法人二税（法人県民税と法人事業税）の県税総額に占める割合が高く、企業等の動向に影響を受けやすいということです。

バブル崩壊後の長引く景気の低迷から、県税収入が伸び悩んでいましたが、平成 14 年度には、IT不況の影響を受けて、法人二税が大幅な減収となったことにより、県税収入がさらに大きく落ち込みました。その後は景気の回復や、平成 19 年度から個人県民税へ税源移譲が行われた影響により、徐々に県税収入も増加してきましたが、平成 21 年度予算は、世界的な金融危機の深刻化による景気低迷の影響と、法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化された影響をあわせて受けることから、前年度と比べ大きく減少しています。

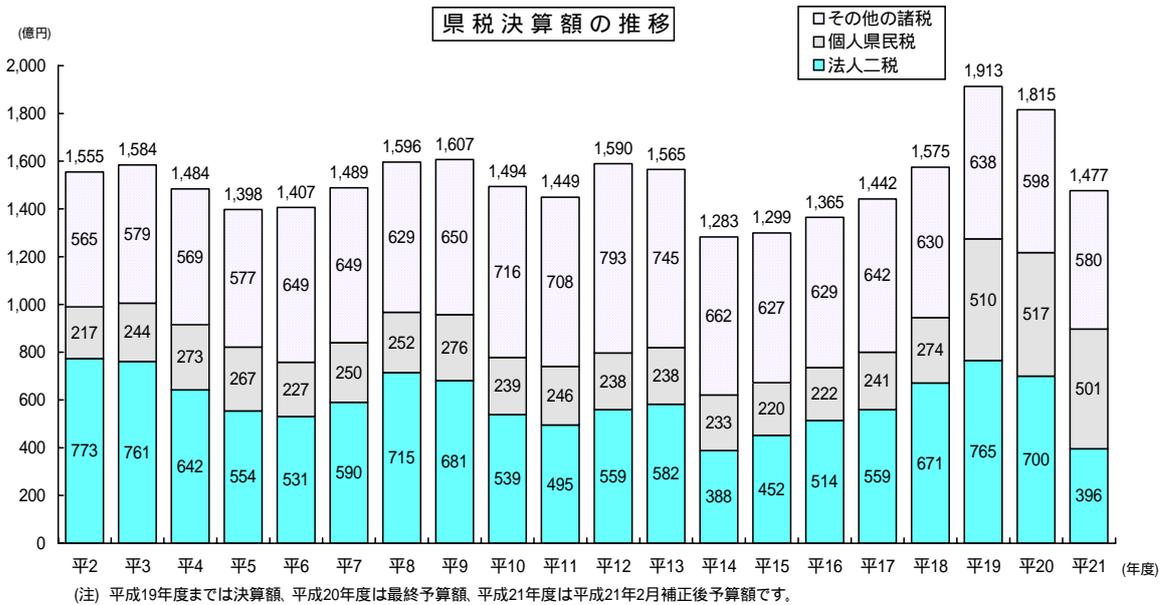
解説

県税とは

主な税目は、県民税(個人・法人・利子割)、事業税(個人・法人)、地方消費税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税、自動車取得税、軽油引取税、産業廃棄物税などです。

(参考)法人二税の占める割合(H19 決算)

40.0% (全国第 3 位)



解説

地方法人特別税とは

平成 20 年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税が創設されました。

これは、法人事業税の所得割・収入割の標準税率を引き下げることによって、法人事業税の約半分に当たる 2.6 兆円を分離することにより、国税である「地方法人特別税」を創設し、これを各都道府県に「地方法人特別譲与税」として再配分することで、地方間の税収偏在を是正するものです。

本県の平成 21 年度当初予算における影響額については、法人事業税は 119 億円の減、地方法人特別譲与税は 85 億円の増、差額の 34 億円は地方交付税および県債で対応しています。

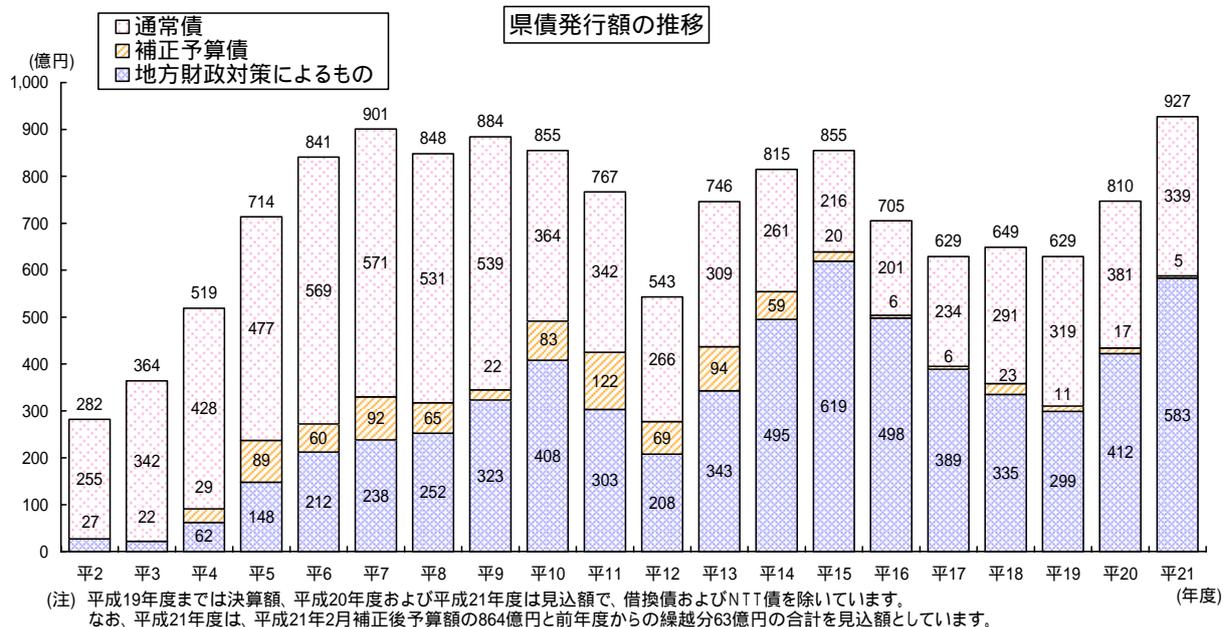


県の借金（県債）はどのようになっていますか？

県債発行額と内訳の推移

県債の発行については、平成7年度までは、国の経済対策に呼応するかたちで公共投資を行ったことから、年々増加してきましたが、平成10年度以降は、財政構造改革の取り組みにより、極力抑制してきたところ
です。

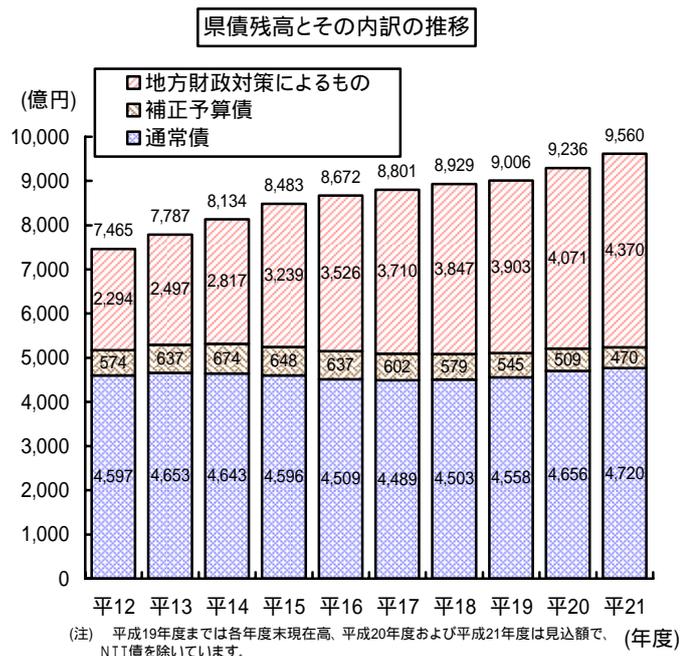
しかし、平成13年度からは地方の財源不足の一部を臨時財政対策債でまかなうこととされたことから、再び増加に転じました。平成16年度以降は、三位一体の改革により地方財政計画における地方の歳出が圧縮され、臨時財政対策債の発行額が減少していることや、財政構造改革に一層取り組んでいることなどにより減少しましたが、近年は退職者の増加に対応するための退職手当債の発行などにより増加傾向にあります。



県債残高と内訳の推移

県債残高は、年々増加していますが、その内訳を見ますと、通常債に係る県債の残高は、発行を抑制していることから、ほぼ横ばいとなっています。一方、国の地方財政対策に係る県債は、残高が増高しています。

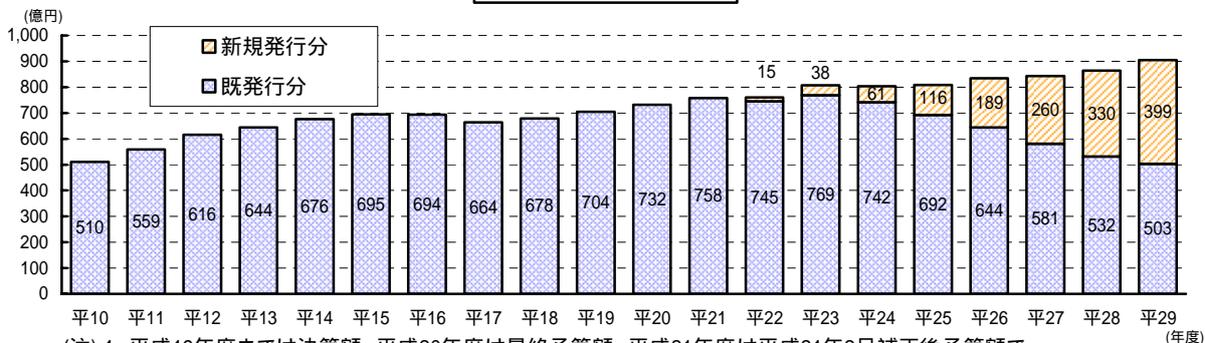
なお、地方財政対策に係る県債とは、地方税減収補てん債、財源対策債、減税補てん債、臨時財政対策債などで、その元利償還金相当額の全部もしくは一部が地方交付税で措置されます。



公債費の推移と今後の見込み

公債費は、県債の発行に比例して急増してきたところですが、財政構造改革の取り組みにより新たな県債発行を抑制しており、最近では横ばいで推移してきました。平成20年度以降数年間は、既に借り入れている臨時財政対策債等の償還などにより再び増加が見込まれます。

公債費の今後の推移



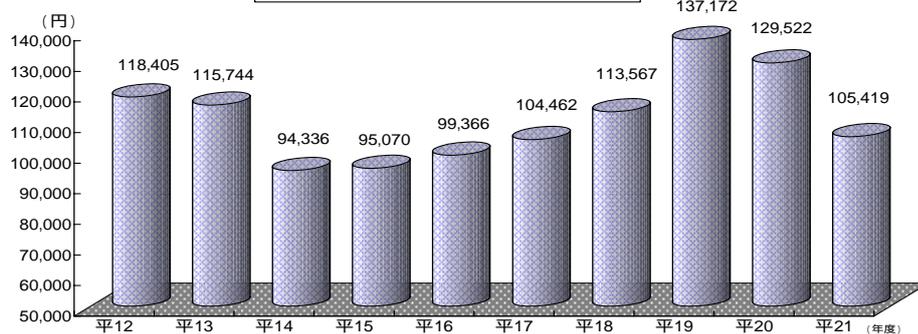
(注) 1 平成19年度までは決算額、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額で、NTT債および借換債は除いています。

2 平成22年度以降の新規発行額は、平成21年度と同額として試算しています。

県民負担の状況

県税の県民1人当たりの負担額は下のグラフのとおりですが、平成21年度予算では105,419円となり、前年度の最終予算額と比べると24,103円、18.6%減っています。

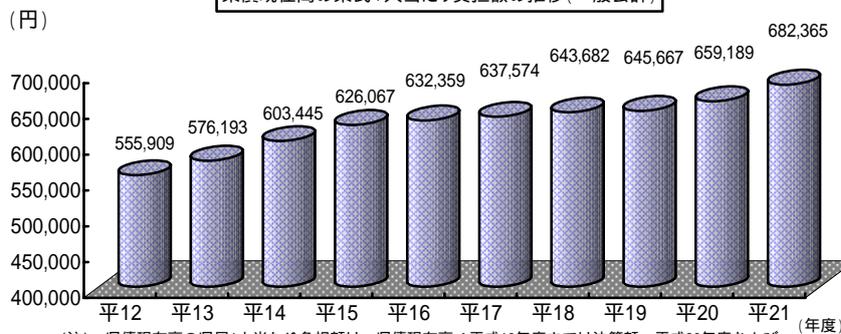
県税の県民1人当たり負担額の推移



(注) 県民1人当たり県税負担額は、県税決算額(平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成12年度および平成17年度は国勢調査人口、平成21年度は平成20年度の人口)で除したものです。

県債残高を県民1人当たりに換算しますと、平成21年度末には、682,365円となる見込みで、前年度と比べると、23,176円増加しています。

県債現在高の県民1人当たり負担額の推移(一般会計)



(注) 県債現在高の県民1人当たり負担額は、県債現在高(平成19年度までは決算額、平成20年度および平成21年度は見込額)を、各年10月1日現在の推計人口(平成12年度および平成17年度は国勢調査人口、平成21年度は平成20年度の人口)で除したものです。



県には貯金がいくらあるのですか？

県の貯金（基金）の状況

一般会計で管理している基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、借入金の返済に備えるための県債管理基金、そして施設整備などの特定目的のために将来必要となる財源をあらかじめ準備しておくための各種基金があり、平成 20 年度末現在高見込額（平成 20 年度最終予算額による）は約 458 億円となっています。

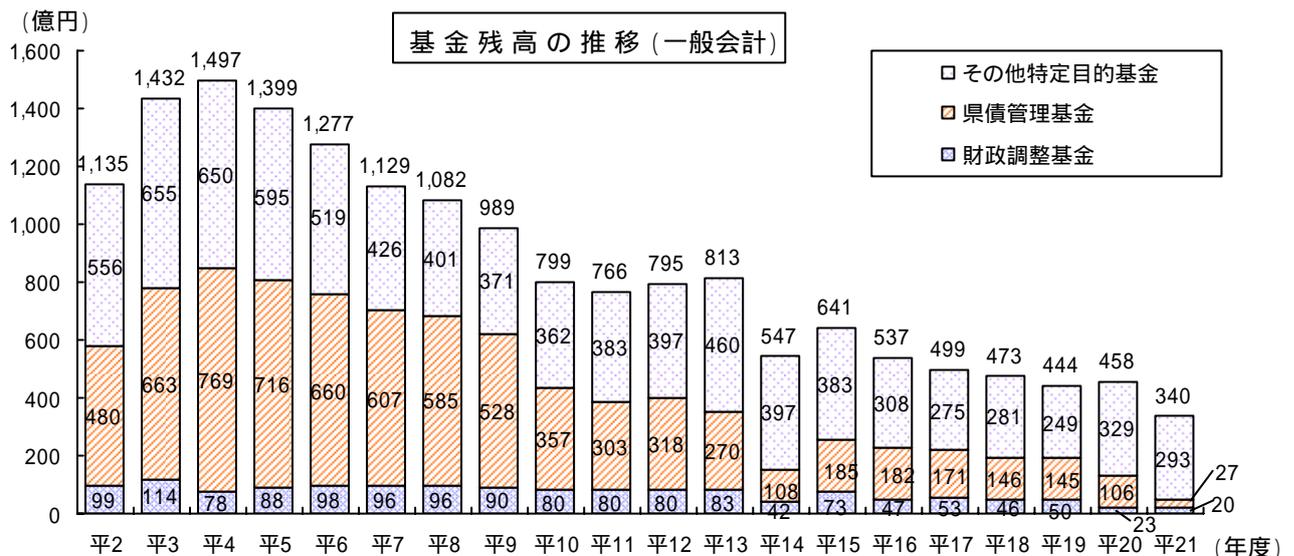
主な基金と平成 20 年度末現在高見込額（平成 20 年度最終予算額による）

財政調整基金	2,296 百万円	県債管理基金	10,607 百万円
琵琶湖管理基金	6,519 百万円	介護保険財政安定化基金	2,371 百万円
福祉・教育振興基金	2,001 百万円	ふるさと・水と土保全基金	1,223 百万円
森林整備担い手対策基金	899 百万円	災害救助基金	642 百万円

基金残高の推移

平成 4 年度末に 1,497 億円あった基金は、目的とする事業への活用や財源不足への対応などにより、取り崩しを行ってきたため、年々減少しています。特に平成 14 年度には、県税収入の大きな落ち込みを補うため、県債管理基金などを大幅に取り崩すなど、近年基金に依存した財政運営を行っています。

なお、税収の減少などを補てんするため県債を発行して対応し、できるだけ基金を残すような取り組みを行ったこと、また国の経済対策により新たな基金を創設したことなどにより、平成 20 年度末の一般会計に係る基金残高は 458 億円と、前年度末に比べ 14 億円増になる見込みです。



（注）平成19年度までは、決算に基づく各年度末現在高であり、平成20年度は最終予算額、平成21年度は平成21年2月補正後予算額に基づく各年度末現在高見込額です。



どんな経費が増えていて、どんな経費が減っているのですか？

歳出内訳の推移

義務的経費のうち、大きなウエイトを占める人件費は、法令等で定数が決まる警察官や教職員に係るものが大半を占めており、人口が増加している本県においては、警察官や教員の定数が増えています。その他知事部局等の職員数を削減するとともに、本県独自の給与削減にも取り組んでいるため、平成21年度はほぼ横ばいとなっています。

また、生活保護や児童扶養手当などの扶助費については、市町村合併等により市へ事務が移管したことなどにより減少した後、近年はほぼ横ばいとなっています。また、公債費は、財政構造改革の取り組みにより、県債発行の抑制等や平準化を行っていますが、近年は、臨時財政対策債の償還が本格化するなど、増加傾向となっています。

投資的経費は、年々縮小してきており、普通建設事業の単独事業は昭和55年頃、補助事業は昭和49年頃の水準の規模となっています。また、補助費等は近年増加傾向にあり、大きなウエイトを占めています。

